

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監 査 公 表 第 5 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月31日

高知県監査委員  
6 高行管第141号  
令和6年6月28日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和5年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和6年3月26日付け5高監報第16号で報告のありました、令和5年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査委員の意見

1 情報システム導入の目的の達成及び効果の検証について

農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」については、導入後の運用が想定どおりに進まず、現時点では十分な機能が発揮できていなかった。

これは、システム自体としては構築を完了しているが、処理に必要なデータの収集ができる体制が整っていないためであった。

については、システム本来の機能が発揮できるよう、早期に適切なシステムの運用体制づくりを進め、情報システム導入目的の達成に向け取り組むことを求める。

2 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて

農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」及び教育センターの「教職員研修管理システム」については、セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順が定められていなかった。また、情報システム全体を所管する所属（「出荷予測システム」はデジタル政策課、「教職員研修管理システム」はデジタル政策課及び教育政策課）においてはそのことが把握されていなかった。

システムを所管する各所属においてはこれを適正に規定すること、情報システム全体を所管する所属においては適正な取扱いについて改めて整理のうえシステム所管所属に周知徹底すること及び必要に応じて状況の把握に努めること等、必

要な対応を求める。

### 3 情報システムの導入に係る支援について

情報システムの導入については各所属で対応することとなっているが、その中での導入支援については、専門的なアドバイス等を受けられる仕組みがあり、実際に利用されているところでもあり、必要な対応は行われている。

一方、デジタル政策課において情報システムの調達や運用・管理に関する通知やマニュアル等を掲載する庁内向けのウェブページ「デジタル政策課イントラ」において、「作成中」のままであったり、長期間更新されていない項目があった。

これは、所属において情報システムの導入や保守運営に当たって当該ページが閲覧されることを想定すると適切でないと考えられる。記載項目の更新や掲載内容の整理を行うことなどにより、所属でのシステム調達や運用管理の円滑化に有効なものとなるよう、適切な対応を求める。

情報システムの調達に当たっては、その設計・調達から実際に稼働するまでには一定の期間を要し、規模や利用環境によっては様々な調整も必要となり、場合によってはシステムの円滑な導入や運用に支障が生じることもあり得る。また、システムの調達や運用管理に関しては専門的な知見を要する部分もあるが、多くの場合専門性を有しない職員が対応することとなり大きな負担となることも考えられる。このため、デジタル政策課においては、調達を行う場合に所属において過度の負担とならないよう、専門的な部分を含めた調達支援を充実させるとともに、今後も県の情報システムの調達や運用管理が適正かつ円滑に行われるよう努められたい。

## 第2 措置の内容

### 1 情報システム導入の目的の達成及び効果の検証について

「出荷予測システム」の運用が想定どおりに進まず、十分な機能が発揮できていない原因は、農家の出荷実績データ（以下「データ」という。）をJAを通じて県に提供いただくにあたって、法律上必要となる「本人の同意」の取得に想定以上の時間を要したことに加えて、JA側のプログラム改修に多額の費用がかかることや、データを集計するタイミングが出荷場によって異なるなど、出荷予測に活用するデータが十分に収集できなかったことによるものです。

令和4年9月にI o Pクラウドの本格運用を開始して以降、JAと連携し、データ提供にかかる本人同意の取得を進めてきた結果、令和6年3月末時点の同意率は、ナス、キュウリで9割、ピーマン、ニラ、シシトウで8割となり、I o Pクラウド内へのお荷データの集積が進んでいます。

現時点では、JAが集出荷場ごとの出荷予測に活用できるよう、システム運用の見直しを行いました。

一方、県域での出荷予測には、JA側が各集出荷場のデー

タ集計のタイミングを合わせる必要があります。そのため、令和6年度から、高知大学発のベンチャー企業「株式会社高知I o Pプラス」を中心に、J Aと連携して、「出荷予測システム」をベースとしたシステムの開発を進めています。

こうした取組により、「出荷予測システム」を活用した「個々の農家の営農改善と出荷予測情報に基づく戦略的な販売」の早期実現を目指します。

## 2 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて

### (1) 農業イノベーション推進課

「出荷予測システム」の情報セキュリティ実施手順書として「I o Pクラウド運用保守等委託業務運用設計書」で定めるセキュリティ関連規定で代替できると誤認したことが原因です。

県の情報セキュリティ実施手順書の様式に従い、I o Pクラウド（出荷予測システムを含む）の情報セキュリティ実施手順書を作成します。

### (2) デジタル政策課

情報セキュリティ実施手順に関する対応状況については、令和6年4月22日付けで全庁に情報セキュリティ実施手順書の重要性について周知するとともに、業務委託を行っている情報システム等を対象として、情報セキュリティ実施手順書の有無等に関する照会を行いました。

その結果、16システムで情報セキュリティ実施手順書が整備されていなかったことから、知事部局が管理している情報システムについてはデジタル政策課が指導を行い、他の任命権者が管理している情報システムについては当該任命権者において所要の対応を行い、令和6年7月末までに該当する情報セキュリティ実施手順書の整備が完了する予定です。

また、デジタル政策課が毎年行う情報システム担当者向けの研修会等においても注意喚起を図ることにより、適正な対応に努めます。

## 3 情報システムの導入に係る支援について

長期間更新されていなかった調達支援のページについて、令和6年6月に記載項目の更新や掲載内容の整理を行いました。引き続き、掲載内容を定期的に更新するなど、より良いウェブページづくりに取り組みます。

また、これまでの各システム所管所属への支援を通じて蓄積した資料やノウハウを活用し、研修資料の改善を図るとともに、必要に応じて専門的な知見を有するアドバイザーから助言を得るなど、より質の高い支援を行い、今後も県の情報システムの調達や運用管理が適正かつ円滑に行われるよう努めます。

令和 6 年 6 月 5 日

高知県監査委員 様

高知県教育長

令和 5 年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 3 月 26 日付け 5 高監報第 16 号で報告のありました、令和 5 年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

## 記

### 1 監査委員の意見

農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」及び教育センターの「教職員研修管理システム」については、セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順が定められていなかった。また、情報システム全体を所管する所属（「出荷予測システム」はデジタル政策課、「教職員研修管理システム」はデジタル政策課及び教育政策課）においてはそのことが把握されていなかった。

システムを所管する各所属においてはこれを適正に規定すること、情報システム全体を所管する所属においては適正な取扱いについて改めて整理のうえシステム所管所属に周知徹底すること及び必要に応じて状況の把握に努めること等、必要な対応を求める。

### 2 措置の内容

（１）指摘のあった教育センターの「教職員研修管理システム」については、県庁ネットワークに接続している情報システムであり、本来は、情報セキュリティ実施手順書（以下「手順書」という。）が必要であるところ、従前から手順書が作成されていませんでした。ただし、このシステムは令和 5 年度末で廃止となり、文部科学省のシステムを利用することとなったため、改めて県として独自に手順書を作成する必要はなくなっています。

（２）その他の教育委員会が所管する情報システムについては、高知県情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ実施手順を定めるよう、令和 6 年 6 月 5 日付け 6 高教政第 208 号「情報セキュリティ実施手順書の取扱いについて（通知）」により、各所属に周知しました。以後、この通知に沿って適切に対応していきます。

## 監査公表

○監査の結果に関する報告に基づく措置結果